

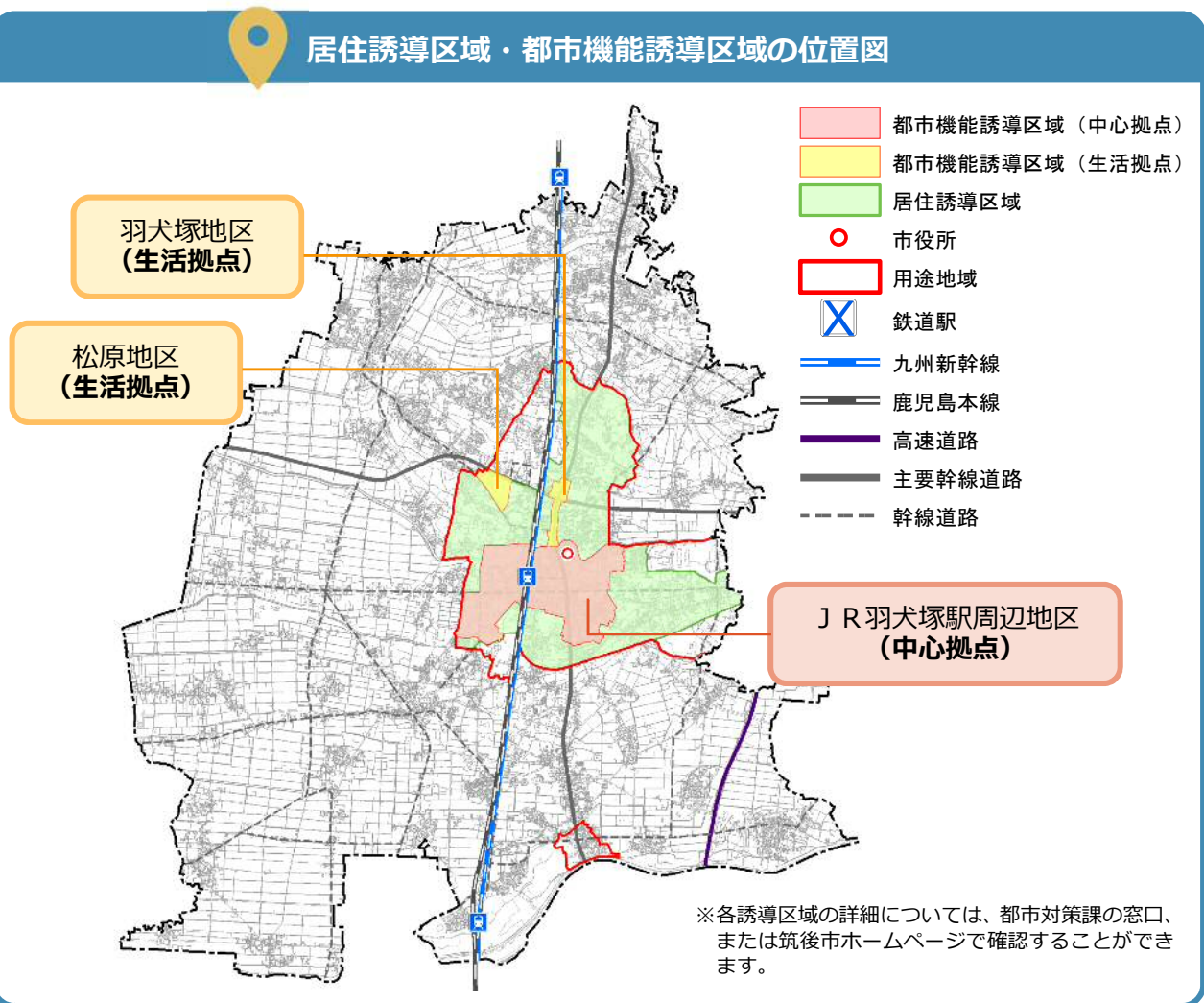
2021（令和3）年3月31日より

「筑後市立地適正化計画」に基づく届出制度が始まります！

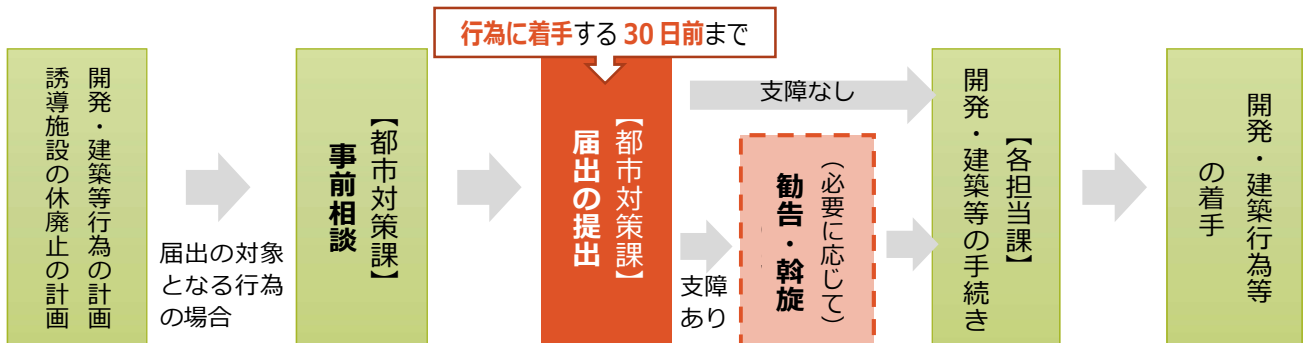
筑後市では、都市再生特別措置法に基づき、「筑後市立地適正化計画」を2021（令和3）年3月31日に公表します。**2021（令和3）年3月31日以降**、以下の一定規模以上の開発・建築等を行う際には、市長への**事前届出が必要**となります。

- 1 居住誘導区域外での一定規模以上の住宅の開発・建築等
- 2 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発・建築等
- 3 都市機能誘導区域内での誘導施設の休廃止

居住誘導区域・都市機能誘導区域の位置図



●届出の流れ



注意 届出をしなかったり、虚偽の届出をした場合、都市再生特別措置法に基づく罰則規定があります。

●届出の対象となる区域・行為

届出が必要となる行為		届出が必要となる区域	都市計画区域（筑後市全域）		
			居住誘導区域		必要
			都市機能誘導区域	必要	
住宅の建築等	開発行為	◆3戸以上の住宅の建築目的で行う開発行為 ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的で行う開発行為で1,000㎡以上のも	不要	不要	必要
	建築等行為	◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合	不要	不要	必要
誘導施設の建築等	開発行為	◆誘導施設を有する建築物の建築目的で行う開発行為	不要	必要	必要
	建築等行為	◆誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ◆建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ◆建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	不要	必要	必要
	休止・廃止	◆誘導施設を有する建築物を休止・廃止しようとする場合	必要	不要	不要

○誘導施設の一覧表

誘導施設		中心拠点	生活拠点	
大分類	小分類	JR 羽犬塚駅周辺	羽犬塚	松原
行政	市役所	●		
介護福祉	総合福祉センター	◎		
	地域包括支援センター	●		
子育て	子育て支援拠点施設	●		
商業	大規模小売店舗（床面積1,500㎡超）	●		
	スーパーマーケット（売場面積250㎡以上で、かつ食料品が全体の小売販売額の70%以上を占める食料品スーパー）	●	◎	◎
医療機能	病院	●		
教育・文化	文化ホール、図書館、中央公民館	●		

●：都市機能誘導区域に既に立地している都市機能で、今後も維持・拡充するもの

◎：都市機能誘導区域に立地しておらず、今後新たに立地を促進するもの

●届出の方法

- 提出図書 届出書、添付図書（図面、その他参考図書） 等
- 提出部数 1部
- 提出先 筑後市都市対策課

※届出書の様式は、筑後市ホームページからダウンロードできます。

お問合せ先



筑後市建設経済部 都市対策課

〒833-8601 福岡県筑後市大字山ノ井 898 番地

TEL：0942-48-1969 FAX：0942-54-0335

【筑後市ホームページ】 <http://www.city.chikugo.lg.jp/>

